

# 享受史から見た『あゆひ抄』の「神しるし」(一)

—御杖の初期歌論の検討を中心に—

但馬 貴 則

一、はじめに

『かざし抄』と『あゆひ抄』に代表せられる富士谷成章の学説は、その術語法が難解であるという評価を受けることが多いが、その中でも特に『あゆひ抄』に用いるところの「神しるし」は、記述内容が

一 神しるし 神は能なり。しるしは所なり

(刊本 「おほむね」 十五丁裏)

○又「しるしので」あり。しばらく神をかくしてしるしのあらはなる物をいふ也。里に「火をちらして戦ふ」腹をよりにて笑ふ」などいふに同。「土さへさけて照日」思ひ出るぞきえて悲き」などをはじめとして後世にはことに多し。「つゝ」にもかよふ心あり。かりに「ほどに」と里す。まことは「よと云ほどに」と心うべし

(同 卷五 「氏身」 四丁表 同裏)

のごとく、非常に簡略であるために、今日にあってなお、その何たるかについては定説を見ないものとなっている。また、これまでに試みられてきたその解釈の実際は、管見の範囲では、

・ 純然たる言語の論として考えるもの<sup>(2)</sup>

・ 成章の兄である皆川淇園の学説—漢語学的なもの—を援用して解釈するもの<sup>(3)</sup>

とに二分できるようであるが、日本における独立した日本語の学の成立はあくまでも明治以降であり、かつ成章自身が中世以来の伝統の流れを汲む堂上派の歌人だったのであつて、それでは、成章が本来拠つて立つ所といひ得る歌学的な観点からその学説に光を当てれば、あるいは、これまで見え

て来なかつた別の可能性が知られるのではないかとも考えられる。よつて本稿では、成章没後の富士谷学派の学説、就中成章の息である御杖の歌道関連のそれを検討することで、如上の問題に取り組んでみたい。それは、御杖の学説——とりわけ初期の歌道——に成章の学説を継承せんとする意図が見受けられることと、そこには術語として「神」「しるし」を見ることができるということのためである。具体的には、まず今日の「神しるし」解釈の実際を挙げた上でそれへの疑問点を提示し、次いで御杖の初期の学説に見られる「神」「しるし」の内容を検討する。そしてそれを、成章と御杖がともに範としていたであろう八代集所収の和歌<sup>⑤</sup>における「神」「しるし」の用例と照らし合わせてその妥当性について考察し、その上で成章学説との連続性を探ること、これまでとは別の「神しるし」のありようを見出そうとするものである。なお、八代集の用例については、岩波書店の『新 日本古典文学大系』所収の本文に拠ることとする。

## 二、今日の「神しるし」解釈の実際

さきにも引用した『あゆひ抄』の「火をちらして戦ふ」を例に取つて見てゆくと、今日にあつて「神しるし」は、立場の如何に関わりなく

「火をちらして」∴「しるし」

「戦ふ」∴「神」

のように解せられているようである。以下にその例を二つ挙げる。

### A、川端氏「接続と修飾」五三頁

\*ここで氏は「しるし」に「標」と漢字を宛てている。「火花を散らせて、戦ふ」「腹をよぢつて、笑ふ」「少女は、目に見えて、快活になつてきた」という具体例を挙げた上で」即ち、後句の事態はその始発において前句の始発のために手段方法性を持ち、前句はその持続において後句の持続のために情態性を持つ。あゆひ抄に云う標と神の関係とはこれで、若し神を標に先行させるなら当然因果の関係（陳述に収まるべき条件性の関係）となるはずなのである。

### B、竹岡氏『富士谷成章の学説についての研究』四〇七頁

「火をちらす」「腹をよる」「土さへ裂くる」「消ゆ」は共に「明」の世界の事象にはなつておらず、まだ具体的現象として実現はしていないのである。しかし、これらはいずれも「明界」の事象として具体的に実現している「戦ふ」「笑ふ」「照る」「悲し」の奥にある勢——これを「能」と称し「神」と名づけているのであるが、それが明界に

あたかも実現した（これを「所」と言い「しるし」と言う）事象であるかのように言葉の上に述べて両者の間をつなぐのが「しるしので」の機能なのである。

これらの記述は、いずれも詳細にして説得力を有するものであり、また、たとえば御杖の初期の歌道関連の著書である『起情指揮』が「能所」について

〔「能」は〕物に持たる所のはたらき也

〔「所」は〕物の物の能に所にマセらるゝを云

〔富士谷成章全集〕上〔竹岡正夫著 昭和三五年風聞書房〕一一四五頁

と述べていることも矛盾していないように見えるが、まったく疑問がないわけではない。その疑問とは

a、「しるしので」について言えば、「しばらく神をかくして」の「しばらく」の意味が説明せられていないのではないか。

β、「能所」で説明がつくというのであれば、なぜ「能所」とどめずに「神しるし」という新しい術語を用いたのか。<sup>7</sup>

というものである。さらにいえば、「成章大人説」とせられる『五級鑑定式』なる書において、歌として認められない「四級上」の作品について

三具うちあはず、神しるしなき也

旨もいひとけて、詞もいひとゝのほらずあるをいふ。

いはゞ、萌る春のみどりの、いまだ何の草ともわかれぬがごとし

これは、よきうたのをかしきをよまむのこゝろさきだちて、旨のすぢのとほらざるをいふ

〔新編富士谷御杖全集第四卷〕〔三宅清編纂 昭和六年思文閣出版〕三三五頁

としている記述も存在するのであって、この場合、「神しるし」は歌意に関わる「旨」の問題となっており、明らかに「三具」、すなわち「詞」とは別の問題であることから、（この書を成章学説とみなせるかどうかの問題はあるものの）さきに挙げたごとき解釈のみでは説明がつかないのではないかと考えられるのである。

以上のことから本稿では、従来見られる解釈の価値を認めつつも、新たな観点からの「神しるし」解釈を試みようとする。

### 三、御杖の初期の歌論における「神」「しるし」 記述の検討

#### 三―一、御杖に受け継がれた成章の歌道

この点については過去に論じたことがあるので、本稿では簡単に触れるにとどめる。

成章自身には、御杖ほど詳細な歌論や和歌註釈が存在するわけではないが、たとえば宝暦十二年に書かれた消息「祭主季忠の君にたてまつる」などを参照するかぎりでは、その歌道は基本的に「三代集の重視」を旨とする伝統的なものであったと分かる。実際、その消息の末尾には

三代までのあとをたづねていにしへにかへれ神路の山迹  
ことのは

という成章自身の歌も見られ、かつその歌は

神代から続く歌道に携わる者は、三代集の時代にまで遡  
つて規範とすべき歌風を明きらめ、その和歌のあり方に  
復するのがよい

のように解釈できるのであるが、かかる姿勢は、一見語学的

な研究とも観ぜられる『かざし抄』や『あゆひ抄』にも反映せられているのである。すなわち、『かざし抄』の「挿頭題」には

師のいへらく。敷島のみちひろくおほきに。やまとうた  
のをしへふかくかしこく。そのおもぶききはめがたく。  
その心つくしがたし。しかはあれども。ちはやぶる。神  
ひじりのさだめさせ給てより。うつそみのよ、につたは  
りて。しれる人はあがめたふとび。しらざる人もめで思  
ふことは。あめつちをことわり。神人をなごめ。君臣を  
かよはし。おやこをさだめ。いもせをやはらげ。ともが  
きをしたしむるなかたちとして。すがたおのづからたか  
くとほじろく。ことのさまさながらやさしくたゞしけれ  
ばなり  
\*以下、引用箇所傍線はすべて但馬が私に附したものである。

のごとく、古今集仮名序の冒頭部分を踏まえたと思しき記述を見ることができ、また『あゆひ抄』の「おほむね」においては、証歌の選定基準として

引哥は八代にとれるうちに。三代をむねとす

(刊本 おほむね 四丁表)

と述べられているのである。

そして御杖は、初期（寛政六年）の歌論書である『たななべ咄南辨乃異則』——この書名はさきの成章の消息の内容に基づいたもので、成章の学説を継承しようとする意志を示している——において、成章と同じく「三代集の重視」の姿勢を打ち出している。

中昔（＝三代集の時代）は詞もいにしへ・今をかね、此道をきはめたれば、かへすがへすこゝをみなかとして、つねに志はこゝにすうべし（『御杖全集第四卷』四四〇頁）

このことから、御杖は基本的に、成章の歌道の根本を「三代集の重視」に見ていたということが知られる。また、この書に限らず、御杖の歌道が（その生涯を通じて）歌論や註釈的研究を中心としていることを考えると、御杖が成章から継承し、かつは追究しようとしていた「歌道」は、必ずしも語学的な歌語研究に限定せられるものではない、より総合的なものであったのではないかと考えられるのである。<sup>①</sup>

### 三―二、御杖学説における「神」「しるし」

本稿では御杖の歌道関連の学説について、さきにも述べた通り初期のもの——「歌道」と「神道」とを峻別していないもの<sup>②</sup>のみを考察の対象とする。それは、後年の御杖の学説の

場合、それがたとえ「歌道」であったとしても、和歌のみならず神書との関連が密接になっており、かつ和歌についても上代の歌風のみを重視していることによって、成章の学説との間に大きな隔たりが生じているということのためである。

さて、「神」と「しるし」とが二つながら存在する記述であるが、管見に入ったのは、さきに引用した『たななべ咄南辨乃異則』の、

おほよそ神のむかしより、拾遺集の比にいたるまでの人、つねに、しらずしてしり、いはずしていへる法あり。そののりたがはず、うしなはざるが故に、上つ世、中むかし、又法とすべきにたれりとはいふ也。そのよ、の人は、かならず時をえて哥はよめり。よめどもつとめて言にくさず。つくさゞれば神來り、しづまる。さてこそ、あめつちはうごかし、人の力およぶまじきしるしも見ゆべけれ（四三七―四三八頁）

というくだりである。<sup>③</sup>もつともこの記述では、とりわけ「神」の何たるかが理解できない——「神のむかし」は「上つ世」以前をいう——ので、その点について、おそらくは寛政末期の執筆<sup>④</sup>と考えられる『歌道非唯抄 稿本』（『全集第四卷』所収）に拠って補うこととする。すなわち以下のごときである。

神とは、哥にもせよ文にもせよ、詞のうちにくくられて、さまざまの妙を具したる魂を申候 (四八〇頁)

この記述によれば、御杖における「神」は、

・顕在化することなくして、「妙」なる働きをもたらすもの<sup>15)</sup>

ということになり、それを適用すると、『哆南辨乃異則』における「しるし」は、

・「神」のもたらす「あめつちはうごかし、人の力およぶまじき」「妙」なる働きにして、「駈」などの漢字を宛て得るもの

と解せられることになる。ところで、右に挙げた例の他、「成壽」という署名のあることから『哆南辨乃異則』以前の成立と分かる註釈書『古今和詞集 假名序』(『御杖全集第三卷』(平成元年)所収)において御杖は、假名序の「めにみえぬ鬼かみをもあはれと思はせ」という記述に対して

「鬼」トハ、死セル人ノ魂ヲイヒ、「神」トハ、形ナクシ

テ何トナク妙用アルモノヲイヘド、「鬼」モ「神」モ、

オシナベテ只人情ノアツマリテ、理外ニ理ヲナセルモノ

ヲ云

(四八〇四九頁 なお假名序の本文からの引用も同じ)

のように、「神」についてほぼ同様の解釈を施してもいるのであって、そのことから、御杖のいう「神」は、やはり伝統的な歌語乃至歌論用語における用法に基づいているのではないかと考えられる。それゆえ、以下において、勅撰集―用例数を考慮して八代集とする―の和歌に見られる「神」「しるし」の実際を検討し、御杖におけるそれらの用法との連続性を考えてみようとするものである。

### 三―三、八代集における「神」「しるし」の実際

まずは「神」であるが、「いその神」などの枕詞や「神無月」などの固有名詞などをも含めると、八代集全体では合計で二六五首に見出すことができる<sup>17)</sup>。以下にその一端を挙げる。

a、ちはやぶる神のいがきに這ふ葛も秋にはあへずうつろひにけり

\*古今二六二 卷第五 秋下 貫之

b、あまのはら踏みとゞろかし鳴る神もおもふ仲をば裂くるものは

\*同七〇一 卷第十四 恋四 よみ人しらす

c、ちはやぶる神垣山のさか木葉は時雨に色も変らざりけ

り

\*後撰四五七 卷第八 冬 よみ人しらず

d、何事を今はたのまむちはやぶる神も助けぬ我が身なり  
けり

\*同六五八 卷第十 恋二 平貞文

e、千早振神も思ひのあればこそ年へて富士の山も燃ゆら  
め

\*拾遺五九七 卷第十 神楽歌 人麿

f、万代の色も変はらぬさか木葉はみ神の山に生ふるなり  
けり

\*同六〇二 卷第十 神楽歌 よみ人しらず

g、君見れば結ぶの神ぞうらめしきつれなき人を何作りけ  
ん

\*同一二六五 卷第十九 雑恋 よみ人知らず

h、さかき葉に降る白雪は消えぬめり神の心はいまやとく  
らん

\*後拾遺一一七一 卷第二十 神祇 治部卿伊房

i、あめのしたはぐ、む神のみそなればゆたけにぞたつみ  
づの広前

\*同一一七三 卷第二十 神祇 よみ人しらず

j、嵐をや葉守の神もたゝるらん月に紅葉のたむけしつれ  
ば

\*金葉〔二度本〕二二七 卷第三 秋 源俊頼朝臣

k、神垣にかゝるとならば朝顔もゆふかくるまでにほはざ  
らめや

\*詞花一一四 卷第三 秋 祿子内親王

l、あふひ草てる日は神の心かはかけさすかたにまづなび  
くらん

\*千載一四六 卷第三 夏 藤原基俊

m、榊葉はもみぢもせじを神垣のからくれなるに見えわた  
るかな

\*同一一七一 卷第十八 雑下 大弐三位

n、神路山月さやかなるちかひありて天の下をばてらすな  
りけり

\*新古今一八七八 卷第十九 神祇 西行法師

o、さきにはふ花のけしきを見るからに神の心ぞそらにし  
らん、

\*同一九〇六 卷第十九 神祇 白河院御歌

ここに挙げた用例は、完全に慣用化して本来の意味を失ったものを除いているが、概して「無形にして妙用をもたらず」という意味合いで用いられており、その点では御杖のいうところの「神」のありように近いものとなっている―特にc、e、f、j、k、oあたりが顕著である―と、一応はいうことがができる。

次に「しるし」であるが、「神」及びそれに準ずるもの（神

社や特定の神、さらには「仏」など）と同時に出てくる用例をすべて挙げると、以下のごときものとなる。

1、百年に八十年添へて祈り来る玉のしるしを君見ざらめや

\*後撰一三七六 卷第二十 慶賀 ゆいせい法師

2、三輪の山しるしの杉は有ながら教へし人はなくて幾世ぞ

\*拾遺四八六 卷第八 雑上 元輔

3、みそぎする今日唐崎におろす網は神のうけひくしるしなりけり

\*同五九五 卷第十 神祇 平祐挙

4、あしひきの山ゐにすれる衣をば神に仕ふるしるしとぞ思

\*同一一四九 卷第十七 雑秋 貫之

5、いづれをかしるしと思はむ三輪の山有としあるは杉にぞありける

\*同一二六六 卷第十九 雑恋 貫之

6、頼みきてひさしくなりぬ住吉のまづこのたびのしるし見せなん

\*後拾遺一〇六九 卷第十八 雑四 赤染衛門

7、ゆふだすきたもとにかけて祈りこし神のしるしをけふ見つるかな

\*同一〇七九 卷第十八 雑四 よみ人しらず  
8、もろかづら二葉ながらも君にかくあふひや神のしるしなるらん

\*同一一〇八 卷第十九 雑五 入道前太政大臣

9、三笠山神の験のいちじるくしかありけりと聞くぞうれしき

\*金葉〔二度本〕五八二 卷第九 雑上 藤原実光朝臣

10、色も香もむなしととける法なれど祈るしるしはありとこそ聞け

\*同六二六 卷第十 雑下 撰政左大臣

11、住吉の波にひたれる松よりも神のしるしぞあらはれにける

\*詞花三二九 卷第九 雑上 式部大輔資業

12、春くれば杉のしるしも見えぬ哉かすみぞたてる三輪のやま本

\*千載一〇 卷第一 春上 刑部卿頼輔

13、みわたせばそことしるしの杉もなしかすみのうちや三輪のやまもと

\*同一一 卷第一 春上 左兵衛督隆房

14、ときはなる三神の山の杉村ややを万世のしるしなるらん

\*同六四〇 卷第十 賀 藤原季経朝臣

15、夜とともに心をかけて頼めども我からかみのかたきし



るしか

\*同一一七五 卷第十八 雑下〔物名〕 源俊頼朝臣

16、稲荷山しるしの杉の年ふりて三つの御社神さびにけり

\*同一一七八 卷第十八 雑下〔物名〕 僧都有慶

17、世をてらす仏のしるしありければまだともし火も消え

ぬなりけり

\*同一二一一 卷第十九 釈教 前大僧正覚忠

18、めづらしく御幸を三輪の神ならばしるし有馬の出湯な

るべし

\*同一二六七 卷第二十 神祇 按察使資賢

19、杉が枝を霞こむれど三輪の山神のしるしは隠れざりけ

り

\*同一二六九 卷第二十 神祇 僧都範玄

20、御幸する高嶺のかたに雲晴れて空に日吉のしるしをぞ

見る

\*同一二七七 卷第二十 神祇 中原師尚

21、春日野のおどろの道のむれ水すゑだに神のしるしあ

らはせ

\*新古今一八九八 卷第十九 神祇 皇太后大夫俊成

22、をしほ山神のしるしを松の葉にちぎりし色はかへる物

かは

\*同一九〇〇 卷第十九 神祇 前大僧正慈円

23、すみよしと思ひし宿はあれにけり神のしるしをまつと

せしまに

\*同一九九四 卷第十九 神祇〔切出歌〕 津守有基

ここに出てくる「しるし」には、以下に挙げるように二通りの用法がある。

I、「神の目印」、すなわち「印」の意となるもの。

2、3、4、5、12、13、14、16

II、「神の効験」、すなわち「験」の意となるもの。

1、6、7、8、9、10、11、15、17、18、19、20、

21、22、23

そして、一例しか存在しない点を割り引く必要はあるものの、『哆南辨乃異則』で御杖の用いた「しるし」が、右に挙げたIIの意のそれとほぼ同じ意味合いのものになっているのであって、そのことから、御杖の用いた「神」「しるし」は、いづれも八代集所収の歌における意味合い―それはむしろ一般的なものでもある―に基づいている可能性が高いといえることができるのである。

#### 四、御杖学説の成章学説への適用

ここまで見てきた御杖の「神」「しるし」の実際をあらた

めてまとめると、以下のごときものとなる。

i、御杖の初期の歌道関連の学説における「神」は、「無形にして妙用をもたらすもの」という意味合いで用いられており、その点では八代集の和歌の用例におけるそれと相通ずる。

ii、八代集の和歌における「しるし」には、「印<sub>二</sub>神の目印」と「駿<sub>二</sub>神の効験」との両義があり、御杖が『哆南辨乃異則』で用いた「しるし」は、後者の意に解することができる。

そしてこれにより、次のごときことをいうこともできる。

iii、御杖の「神」「しるし」に関する記述は、いずれも歌語の用例に基づいていると考えられ、それゆえに、「三代集重視の家説を継承する」という、当時の御杖の基本姿勢を反映したものであるとみなし得る。

次に、これらを『あゆみ抄』の「神しるし」に適用するかどうかであるが、御杖の学説を直接当てはめるのではなく、御杖の取った方法に導かれるという形であれば、新たな解釈の可能性を考えることができる。それはつまり、「はじめに」でも挙げた「しばらく神をかくしてしるしのあらはな

る物をいふ也」という記述を例に取れば、「しるし」を（御杖の用法とは異なるが）「印<sub>二</sub>神の目印」の意に用いるということであって、その場合は、

○表面的な歌意たる「しるし」が、さまざまな妙用をもたらすであろう「神」に対して、卓越的に存在しているありよう。

ということになる。すなわち、「火をちらして戦ふ」は、それ全体が「しるし」となるということである。かかる解釈はさきに引用した「能所」関連の記述と必ずしも矛盾してはならず、しかも同様の発想―歌の効用を重んずるといふものを、成章と御杖がともに重視していた三代集時代の歌論、具体的には貫之の『新撰和歌』序などに見ることができる。それは以下のごときものである。

たゞ春の霞、秋の月に、艶流を言泉に潤し、花の色、鳥の聲に浮藻を詞露に鮮にするのみにあらず。皆こをもつて天地を動かし、神祇を感じせしめ、人倫を厚うし、孝敬を成し、上はもつて下を風化し、下はもつて上を諷刺す。まことに文を綺靡の下に假るといへども、しかもまた、義を教誡の中に取れる物なり

（御杖『歌道非唯抄 稿本』四五五頁 原文は漢文で、

御杖の訓点に拠り私に書き下した)

また、この発想と似たものが、成章と関わりの深い堂上派の歌論にも見受けられることや、本居宣長が『新撰和歌』序を批判している記述が存在していることなどから、成章における「神しるし」が本稿で解釈しようなものであったとしても、それは当時としては決して特異なものではなかったということができるのである。

## 五、おわりに

以上、もっぱら御杖の初期の歌論に導かれつつ、『あゆひ抄』の「神しるし」についての解釈を試みた。もとより、御杖が成章から直接「神しるし」について詳細な教えを受けたとは考えられず<sup>(1)</sup>、かつ本稿で考えたとき和歌註釈が成章に残されているわけでもないので、「しるしので」に関連して成章の挙げた証歌にその解釈を当てはめることも行わなかった。さらによれば、なぜ対象が「て」のみであるのかという問題も残されているのであるが、『あゆひ抄』はあくまでも「歌学」の書であり、そこには必ずしも「語学」的な観点からだけでは知り得ない側面があるということを考えれば、あるいは、本稿で用いた方法も有効になる場合があるのではないかと考えられるのである。

なお、本稿では御杖の学説を用いはしたものの、たとえば「御杖書人本」などとせられる『あゆひ抄』それ自体を対象とした註釈書については取り扱うことをしなかった。それは、たとえば『阿遥比抄乎須受』などを見れば分かるが、そのような資料は、御杖よりもむしろ福田美楯や富士谷成文などといった、御杖没後の富士谷学派の立場が色濃く反映せられたものとなっていると考えられるためである。そしてそこにもまた、「神しるし」に関する記述は存在するので、その点については稿を改めて取り挙げることにする。

## 註

- (1) 杉本つとむ『国語学と蘭語学』(平成三年武蔵野書院) 三九三―三九八頁を参照。
- (2) 『国語学と蘭語学』三九六頁、同『江戸の言語学者たち』(昭和六年雄山閣出版)二二二頁、川端善明「接続と修飾―連用」についての序説―(『國語國文』第二十七巻第五號〔昭和三年〕所収) 五三頁などを参照。
- (3) 竹岡正夫『富士谷成章の学説についての研究』(昭和四六年風間書房) 四〇四―四一頁、根上剛士『あゆひ抄』の「しるしので」について(『東洋』三四―一一〔平成九年〕所収)などを参照。
- (4) 杉本つとむ「現代国語学の成立とその史的背景」(『国語学

の諸問題』(昭和五五年桜楓社)所収)一六〇頁を参照。

- (5) ここで歌語とのつながりを考えたのは、たとえば後述の福田美楯らによる『あゆひ抄』註釈である『阿遥比抄乎須受』(写本 京都大学文学部所蔵)が、術語「裏表」に「うらうへ」と振り仮名を宛てた上で、伊勢集の「うらうへにおもひやらる、唐衣からきたりて君がきたれば」を引用していること(巻二二丁裏)などに因る。それはすなわち、「裏表」が歌語における意と異なる「自他」の意で、『あゆひ抄』にその旨が記されている(刊本「おほむね」十五丁表)のに対し、「神しるし」は特に細かい記述が存在しないので、あるいは歌の用例から直接解釈できるのではないかということである。
- (6) 「能所」について、『広説佛教語大辞典』(中村元著 平成十三年東京書籍)では、「ある動作の主体となるものを能、動作の客体となるものを所という」とする。
- (7) この点は杉本つとむ氏も、『江戸の言語学者たち』二二二頁で指摘している。
- (8) 拙稿「富士谷御杖の初期の歌道における成章学説継承について―『哆南辨乃異則』の書名の問題から―」(『日本文藝研究』第五十二卷第二号〔平成十二年〕所収 以下「拙稿1」とする)。
- (9) 拙稿1 二二〇二七頁を参照。なお、ここにいうところの「伝統的」とは、たとえば定家の『詠歌大概』における

詞不可出三代集先達之所用

(日本古典文学全集『歌論集』所収の本文〔四九三頁〕に拠った)

の(こ)きものを指す。

- (10) 拙稿1 二七〇二九頁を参照。
- (11) 御杖は『古事記燈大旨』(文化五年刊 『御杖全集第一巻』平成五年)所収の「言靈辨」において
- ：稚かりし時より、父が志にしたがひて歌よみならひしに、成元(〃御杖)十二歳なりし時父をうしなひつれば、たゞ父がつくりのこせりし脚結抄をば師として、歌をのみよみわたりしに (五一頁)
- と述べており、そのことから、御杖にあつて成章の遺した学説は必ずしも語学的なものではなく、むしろ「和歌を学びかつは詠む」ためのものと認識せられていたと知られる。なお、三宅清『富士谷御杖』(昭和十七年三省堂)二四〇二五頁に拠ると、御杖が成章から直接歌道を学んだとは言い難いようでもある。
- (12) 拙稿「富士谷御杖の後撰集註釈 ―巻第十四の恋歌解釈に見える歌論的要素についての検討―」(『日本文藝研究』第五十八卷第三号〔平成十八年〕所収)の註1(三八頁)を参照。
- (13) ここに引用した歌の「法」については、拙稿「富士谷御杖『哆南辨乃異則』の学説について」(『日本文藝研究』第五十一

卷第三号〔平成十一年〕所収 以下「拙稿2」とする  
一〇六〜一二二頁に詳しく扱った。

(14) 拙稿「富士谷御杖の初期の歌道が目指したものの―『歌道非唯抄 稿本』の学説の検討から―」〔大阪産業大学論集 人文科学編〕一一六号〔平成十七年〕所収〕二頁を参照。

(15) たとえば『日本国語大辞典』では「神」について「宗教的、民俗的信仰の対象。世に禍福を降し、人に加護や罰を与える霊威。古代人が、天地万物に宿り、それを支配していると考えた存在。自然物や自然現象に神秘的な力を認めて畏怖し、信仰の対象としたもの」としており、そこから御杖の「神」記述が、むしろ一般的な意味合いのものであったとも知られるのである。

(16) 拙稿2 一〇〇〜一〇一頁を参照。

(17) 歌数の内訳は、古今三一、後撰二四、拾遺五三、後拾遺三三、金葉〔二度本〕二二、詩花一二、千載三八、新古今五三となっている。

(18) 鈴木健一「靈元院とその周辺」〔『近世堂上和歌論集』〔近世堂上和歌論集刊行会編 平成元年明治書院〕所収〕八一〜八四頁を参照。

(19) たとえば「石上私淑言」の卷三（新潮日本古典集成『本居宣長集』〔日野龍夫校注 昭和五八年〕所収）などに、かかる記述を見ることができる（四三四〜四四九頁）。

(20) この書については拙稿「後期富士谷学派の歌道についての

基礎的研究 ―『結脚抄師説』『挿頭抄師説』の検討―」〔人文論究』第四十八卷第二号〔平成十年〕所収〕三六頁に簡単な紹介を記した。

\*資料からの引用に際し、読解の便宜を図って一部私に句読点、濁点などを附した。また異体字や省文、旧字などについても、通行の表記に改めたものがある。

平成十九年十月三十一日 原稿受理

大阪産業大学 教養部非常勤講師